

鳥取県監査委員公告第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、平成23年度決算に係る財政的援助を与えているもの等（財政的援助団体等）の出納その他の事務の執行に関する監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり公表する。

平成25年2月6日

鳥取県監査委員 岡 本 康 宏
鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
鳥取県監査委員 湯 口 夏 史
鳥取県監査委員 興 治 英 夫
鳥取県監査委員 前 田 八 壽 彦

第1 監査結果報告

1 監査の概要

(1) 監査の対象及び着眼点

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助を与えているもの等の出納その他の事務の執行に関する監査の実施に当たり、監査対象の団体及びその区分ごとの主な着眼点を次のとおりとした。

ア 出資団体

県が、資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人（以下「出資団体」という。）について、関係法令等を遵守し、出資団体の運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

イ 指定管理者

県が指定し、公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）について、関係法令等を遵守し、委託業務を行う上で公の施設の管理運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

ウ 補助金等交付団体

県が、原則として、国補助事業と県単独事業をあわせ全体として補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償金、利子補給金その他財政的援助（以下「補助金等」という。）を5,000万円以上交付している団体又は県単独事業で補助金等を1,000万円以上交付している団体（以下「補助金等交付団体」という。）について、関係法令等を遵守し、補助金等の交付の目的に沿って事業、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

(2) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

ア 実地監査

監査実施団体に出向くことを基本とし、関係書類や事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取して行う監査

イ 書面監査

監査実施団体に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取して行う監査

(3) 監査実施団体の数

区 分	監査対象 団体の数	監査実施 団体の数	左の内訳	
			実地監査	書面監査
出資団体	35	16	16	0
指定管理者	10	6	5	1
補助金等交付団体	116	18	9	9
合 計	161	40	30	10

注 団体の数は、出資団体が指定管理者又は補助金等交付団体となっている場合は出資団体とし、指定

管理者が補助金等交付団体となっている場合は指定管理者としている。

(4) 監査実施期間

平成24年11月8日から同年12月26日まで

(5) 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員	おかもと やすひろ 岡本 康宏
同	いぎ たかし 伊木 隆司
同	ゆぐち なつみ 湯口 夏史
同	おきはる ひでお 興治 英夫
同	まえた やすひこ 前田 八壽彦

なお、地方自治法第199条の2（監査執行上の除斥）の規定により、監査委員 岡本康宏は鳥取中央農業協同組合、財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構、鳥取県土地改良事業団体連合会、財団法人鳥取県造林公社、財団法人鳥取県林業担い手育成財団、八頭中央森林組合、鳥取県中部森林組合、公益財団法人鳥取県魚の豊かな川づくり基金及び境港水産物市場管理株式会社について、監査委員 伊木隆司は公益財団法人鳥取県産業振興機構及び地方独立行政法人鳥取県産業技術センターについて、監査委員 湯口夏史は財団法人鳥取県造林公社について監査を行っていない。

2 監査結果

(1) 概要

全体としてはおおむね適正に処理されていたが、一部の事務処理について不適正な事項があったので、その度合いが重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの等を指摘事項として、その内容を公表するとともに、関係する部局長に対し、今後適切な取扱い又は改善を行うことについて該当する団体を指導するよう、文書により通知した。

なお、指摘事項の内容は、(2)の実施団体別の状況に記載している。

監査処置基準（抜粋）

指 摘	1 法令（条例、規則その他の規程を含む。以下同じ。）に違反したもの又は不当なもので、重大なもの
	2 著しく妥当性を欠くもの
	3 著しく不経済又は非効率なもの

また、次に掲げるものを注意事項として、関係する部局長に対し、是正し、又は注意することについて該当する団体を指導するよう、文書により通知した。

ア 予算事務

補助金の収支予算への未計上

イ 収入事務

収納金の払込みの遅延、収入調書の未決裁その他収入事務手続の不適正

ウ 支出事務

重複計上による支出金額の誤り、支出証拠書類への領収書の未添付その他支出事務手続の不適正

エ 契約事務

請書の未受理、契約書に定める検査結果の未通知、契約書に定める業務完了報告書の未受理その他契約事務手続の不適正

オ 補助金等の執行に関する事務

実績報告書の提出の遅延、変更承認申請書の未提出その他補助金等に係る事務手続の不適正

カ 財産管理事務

郵券の現物残高と受払簿残高の不一致、協定等に基づく規程等の未整備その他財産管理事務手続の不

適正

キ その他

財務諸表に対する表示誤り、監事の監査記録の未整備その他事務手続の不適正

(2) 実施団体別の状況

ア 企画部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
学校法人松柏学院	平成24年11月8日	補助金等	197,855,117円
学校法人湯梨浜学園	平成24年11月30日	補助金等	98,874,631円
株式会社鳥取県情報センター	平成24年11月26日	出資金額	40,000,000円
		出資比率	50.0%
智頭急行株式会社	平成24年11月8日	出資金額	152,500,000円
		出資比率	33.8%
		補助金等	160,000,000円
日ノ丸自動車株式会社	平成24年11月26日 (書面監査)	補助金等	134,996,288円

注1 監査実施団体の所管部局は、団体の主たる業務内容を所管する部局で区分している。(以下同じ。)

2 実施日の欄に日付のみ記載している団体は実地監査を行った団体であり、日付とともに(書面監査)と記載している団体は書面監査を行った団体である。(以下同じ。)

3 財政的援助等の概要の欄の補助金等の金額は、県が平成23年度に支出している補助金、交付金、負担金、貸付金(平成22年度以前の貸付金の残高を含む。)、損失補償金及び利子補給金の合計額である。(以下同じ。)

4 財政的援助団体等の概要の欄の出資比率の数値は、小数点第2位以下を切り捨てている。(以下同じ。)

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

イ 文化観光局所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
財団法人鳥取童謡・おもちゃ館 〔指定管理施設〕 ・童謡館	平成24年11月20日	出資金額	12,000,000円
		出資比率	50.0%
		指定管理	66,807,882円
鳥取県総合芸術文化祭実行委員会	平成24年11月8日	補助金等	35,378,632円
財団法人とっとりコンベンションビューロー 〔指定管理施設〕 ・米子コンベンションセンター	平成24年11月13日	出資金額	500,000,000円
		出資比率	51.4%
		指定管理	85,751,184円
		補助金等	38,345,860円

注1 実施団体の欄の指定管理施設の名称は、「鳥取県(立・営)」の名称は省略している。(以下同じ。)

2 財政的援助等の概要の欄の指定管理の項の金額は、県が指定管理者と締結した管理運営に関する協定に基づいて平成23年度に支出した委託料であり、指名指定管理者の場合は精算後の額である。(以下同じ。)

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項はなかった。

ウ 福祉保健部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 〔指定管理施設〕 ・福祉人材研修センター	平成24年12月6日	指定管理	32,067,285円
		補助金等	204,397,563円
社会福祉法人大徳会	平成24年11月12日	補助金等	65,446,386円
社会福祉法人フォイボス	平成24年12月5日	補助金等	71,496,578円
社会福祉法人鳥取こども学園	平成24年11月26日	補助金等	40,327,530円
社会福祉法人鳥取県厚生事業団 〔指定管理施設〕 ・鹿野かちみ園 ・鹿野第二かちみ園 ・皆生尚寿苑 ・障害者体育センター	平成24年11月12日 及び13日	指定管理	6,286,000円
		補助金等	167,824,295円
社会福祉法人和貴	平成24年11月12日	補助金等	26,761,560円
鳥取県民生児童委員協議会	平成24年11月29日 (書面監査)	補助金等	25,733,470円
財団法人鳥取県保健事業団	平成24年11月26日	出資金額	200,000円
		出資比率	28.5%
社団法人鳥取県中部医師会	平成24年11月30日	補助金等	286,745,000円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 鳥取県民生児童委員協議会補助金の間接補助金（指定民生児童委員協議会助成金）について、交付決定が遅延していた。（鳥取県民生児童委員協議会：所管課 長寿社会課）

エ 生活環境部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
鳥取県住宅供給公社	平成24年11月30日	出資金額	4,000,000円
		出資比率	100%
		補助金等	3,950,737,014円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

オ 商工労働部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
鳥取県信用保証協会	平成24年11月26日	出資金額	2,945,073,000円
		出資比率	27.6%
		補助金等	106,629,066円
鳥取県中小企業団体中央会	平成24年11月5日 (書面監査)	補助金等	91,378,000円
鳥取商工会議所	平成24年11月22日 (書面監査)	補助金等	65,285,000円
米子商工会議所	平成24年11月27日 (書面監査)	補助金等	55,428,000円
公益財団法人鳥取県産業振興機構 〔指定管理施設〕 ・とっとりバイオフロンティア	平成24年12月5日	出資金額	15,000,000円
		出資比率	51.7%
		指定管理	32,622,401円
地方独立行政法人鳥取県産業	平成24年12月5日	補助金等	7,856,008,801円
		出資金額	3,254,729,320円

技術センター	出資比率	100%
	補助金等	779,651,130円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

[指摘事項]

- 取得した県債について、債権に係る証書を紛失していた。(公益財団法人鳥取県産業振興機構：所管課 産業振興総室)

カ 農林水産部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
鳥取中央農業協同組合	平成24年11月27日 (書面監査)	補助金等	14,866,290円
財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構	平成24年11月26日	出資金額	1,000,000円
		出資比率	50.0%
		補助金等	707,785,532円
鳥取県土地改良事業団体連合会	平成24年12月6日	補助金等	27,155,037円
財団法人鳥取県造林公社	平成24年11月26日	出資金額	1,000,000円
		出資比率	100%
		補助金等	24,323,190,642円
財団法人鳥取県林業担い手育成財団	平成24年12月6日	出資金額	279,100,000円
		出資比率	39.8%
		補助金等	45,724,118円
八頭中央森林組合	平成24年11月16日 (書面監査)	補助金等	376,411,479円
鳥取県中部森林組合	平成24年11月26日 (書面監査)	補助金等	195,798,134円
公益財団法人鳥取県魚の豊かな川づくり基金	平成24年11月26日	出資金額	275,000,000円
		出資比率	45.8%
境港水産物市場管理株式会社 〔指定管理施設〕 ・境港水産物地方卸売市場 ・境漁港	平成24年11月21日	指定管理	134,516,664円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

キ 県土整備部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
鳥取県土地開発公社	平成24年11月8日	出資金額	10,000,000円
		出資比率	100%
		補助金等	3,220,972円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項はなかった。

ク 西部総合事務所所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
一般社団法人大山観光局 〔指定管理施設〕 ・大山駐車場	平成24年12月26日 (書面監査)	指定管理	0円

注 大山駐車場の管理運営費用は、施設利用料により賄うこととされているため、県は指定管理

者に対し管理に係る委託料を支出していない。

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

ケ 教育委員会所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
財団法人鳥取県教育文化財団 〔指定管理施設〕 ・生涯学習センター	平成24年11月26日	出資金額	100,000円
		出資比率	100%
		指定管理	62,257,000円
鳥取県高等学校文化連盟	平成24年12月7日 (書面監査)	補助金等	11,077,980円
公益財団法人鳥取県体育協会 〔指定管理施設〕 ・布勢総合運動公園 ・倉吉体育文化会館 ・米子屋内プール ・米子産業体育館 ・武道館	平成24年11月20日 及び21日	出資金額	500,000円
		出資比率	42.0%
		指定管理	440,339,846円
		補助金等	98,642,666円
公益財団法人鳥取県体育協会 ・株式会社ジーコミュニケーションネットワーク共同企業体 〔指定管理施設〕 ・鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール	平成24年11月20日	指定管理	54,603,000円
鳥取県ライフル射撃協会 〔指定管理施設〕 ・ライフル射撃場	平成24年11月21日	指定管理	445,000円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 施設の利用券等について、受払簿の未整備、記載漏れ等の状況が散見された。(公益財団法人鳥取県体育協会：所管課 公園自然課、スポーツ健康教育課)

第2 監査意見

1 企画部

智頭急行株式会社の安定的運営のための将来的な経営見通しの明確化について(所管課 交通政策課)

智頭急行株式会社(以下「智頭急行」という。)は、山陰地方と山陽・京阪神を結ぶ地域間交通として、また、沿線地域住民の生活交通としての役割を担っている。

近年は黒字経営が続いているものの、運行開始から17年が経過していることから、今後は車両の更新並びに鉄道施設の大規模修繕及び更新が見込まれており、また、平成24年度中には鳥取自動車道が全線開通することから、これに伴い利用者の減少が懸念されているところである。

智頭急行では、平成19年度に姫路鳥取線開通以降の利用促進、普通列車の利用促進、車両及び鉄道施設の更新等に係る経営計画が策定されている。

しかし、その後、5年が経過しており、その間の情勢変化を踏まえた経営計画の検証、見直し等は行われていない状況であり、近年の利用者の減少への対策を講ずるとともに、近い将来おとずれる基盤設備の改修等への対応を明確にする必要があると考える。

については、県は、智頭急行が公共交通機関として安定的運営が行えるよう、地域資源の一層の活用による利用者の増加対策を講ずるとともに、現在の経営計画の検証及び見直しを行い、将来的な経営の見通しを明

らかにするように図られたい。

2 福祉保健部

生活福祉資金貸付制度の運用の明確化について（所管課 福祉保健課）

生活福祉資金貸付制度は、国の制度として、低所得者等の生活困窮者に対して生活支援費等の資金を貸し付けることを目的に運用されている。

本資金は、平成21年度の制度改正により貸付基準が緩和され、その後、貸付金額が大幅に増加している一方で、未償還額も増加し、平成23年度の償還計画額に対する償還率は約18パーセントとなっており、年度末の滞納額は2億5千万円弱となっている。

本制度を運用している鳥取県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）では、もともと生活困窮者を対象とした貸付金制度であることから貸付金の回収が見込みにくい上、また返還を迫ることも困難であり、国の示した償還免除基準はその具体的な適用基準が不明瞭なことから償還及び免除の対応に苦慮しているところである。

ついで、県は、この制度が真に生活困窮者を救済できる制度として適切に運用できるよう、貸付けに当たり慎重を期するとともに、規程の整備等により償還免除基準等の運用の明確化を図るよう県社協を指導されたい。

3 生活環境部

崎津住宅団地の資産の会計処理について（所管課 住宅政策課）

鳥取県住宅供給公社（以下「住宅公社」という。）が保有する崎津住宅団地（9.1ヘクタール）は、平成11年3月に鳥取県の要請で住宅用地として、全額県からの借入金により購入したものであるが、その後の情勢変化により住宅団地としての売却には到っていない。

本件土地については、平成21年度の決算に係る監査において、この土地に関して時価評価を原則とする会計処理の適正化を図るよう意見しているが、いまだに改善の措置が講じられていないところである。

こうした中、平成24年9月に太陽光発電施設用地として企業に貸付けを行うための土地賃貸借契約を締結したところであるが、この場合においても地方住宅供給公社会計基準に基づいた適正な評価額で資産を計上することが必要である。

ついで、県は、崎津住宅団地が賃貸用事業財産として運用される状況を踏まえ、資産の評価を見直す等、県の必要な対応も含め住宅公社の会計処理が適正に行われるようにされたい。

4 教育委員会

(1) 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プールの熱源の検討について（所管課 スポーツ健康教育課）

近年、環境面から二酸化炭素の排出量の抑制が求められており、県の公の施設においても、これに対応した熱源の選択が重要な課題となっているところである。

県が公益財団法人鳥取県体育協会・株式会社ジーコミュニケーションネットワーク共同企業体を指定管理者として管理の委託を行っている鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール（以下「産業体育館等」という。）では、市街地に立地するため開館当時から重油に比べ、環境への影響の少ない灯油を熱源として使用してきたが、近年、二酸化炭素の排出量が少ない熱源として天然ガスが注目されている。

仮に天然ガスを採用すれば、二酸化炭素の排出量が約25パーセント削減されると見込まれる。

ついで、県は、天然ガスの価格動向及び改修費用も見据えながら、二酸化炭素の排出量の削減の観点から、産業体育館等の熱源として天然ガスの導入を総合的に検討されたい。

(2) 鳥取県営ライフル射撃場の管理運営等のあり方について（所管課 スポーツ健康教育課）

鳥取県営ライフル射撃場（以下「ライフル射撃場」という。）は、ライフル競技を県内に普及させ、発展させるとともに選手の指導及び育成を行う拠点施設として位置付けられている。

しかし、通常は無人で事前に予約の申込みをしないと開館されないなど利用者にとっては不便な状況にあることなどから一般利用が極めて少なく、利用者のほとんどがライフル射撃協会の会員となっており、利用者数は、年間延べ400人程度の状況が続いている。

この状況は、ライフル射撃場が担っているライフル競技を県内に普及させ、発展させるという目的を十

分に果たしているとは言い難いと考える。

ついては、県は、公の施設であるライフル射撃場の本来の設置目的を踏まえ、土曜日及び日曜日に職員を配置するなど利用しやすい環境を整えて適切に管理運営を行うとともに、施設の周知を図り、競技人口の増加及びライフル競技の普及の取組をさらに進めるよう努められたい。